

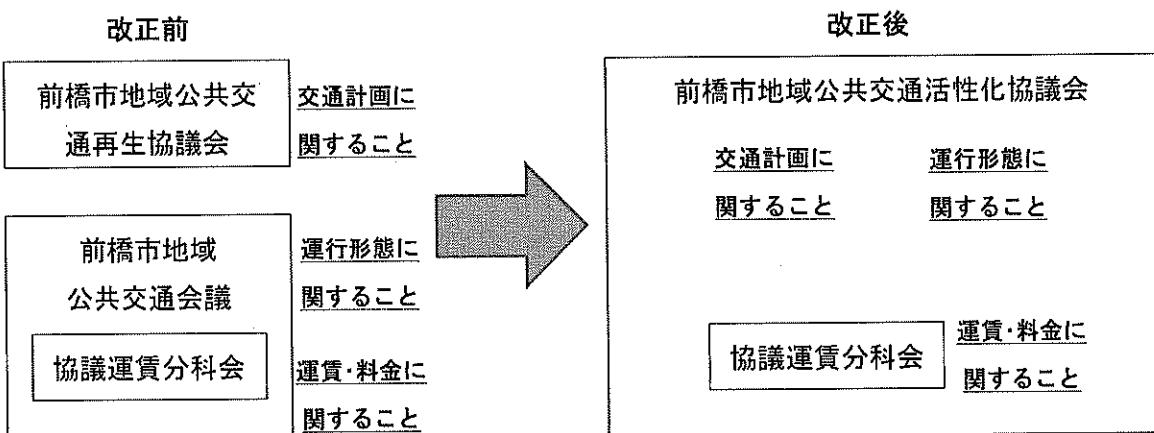
本協議会と前橋市地域公共交通会議の統合について

1 改正理由

本協議会とは別に設置されている会議体である「前橋市地域公共交通会議」と本協議会を統合することで、委員の集約化による会議開催の負担軽減、会議の効率化・有効化を図ろうとするものです。

2 主な改正内容

- (1) 前橋市地域公共交通再生協議会と前橋市地域公共交通会議を統合し、その名称を「前橋市地域公共交通活性化協議会」に改めます。
- (2) 前橋市地域公共交通会議内に設置されていた「協議運賃分科会」を前橋市地域公共交通活性化協議会内に設置します。



- (3) 統合に伴い、両会議体の委員を整理し、以下の表のとおりとします。

No	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項（前橋市地域公共交通再生協議会）	道路運送法施行規則第9条の3（前橋市地域公共交通会議）		委 員	前 橋 市 地 域 公 交 通 再 生 協 議 会	前 橋 市 地 域 公 交 通 活 性 化 協 議 会
		1 項	市町村			
1	1号 市町村	1 項	市町村	前橋市 副市長	<input type="radio"/>	
2				前橋市 未来創造部長	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3				前橋市 都市計画部長	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	2号 公共交	1 項	事業者	一般社団法人群馬県バス協会 会長		<input type="radio"/>

5	通事業者	2号	団体	一般社団法人群馬県バス協会 前橋高崎地区乗合部会長	○		○
6				前橋地区タクシー協議会 会長	○	○	○
7		交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 企画総務部経営戦略ユニット(ユニットリーダー)	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 企画総務部経営戦略ユニット(ユニットリーダー)	○		○
8				上毛電気鉄道株式会社 取締役社長	○		○
9				市内に事業所を有する各乗合バス事業者及びタクシー事業者の代表者		○	△
10		道路管理者	道路管理者	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所長	○		○
11				群馬県 前橋土木事務所 所長	○	○	○
12				前橋市 建設部長	○		
13				前橋市 道路管理課長		○	○
14	3号	公安委員会	警察	前橋警察署 署長	○		
15				前橋東警察署 署長	○		
16				前橋警察署 地域交通官		○	○
17				前橋東警察署 交通課長		○	○
18	4号	地域公共交通の利用者	住民又は旅客	住民代表(2名)	○		○※1
19				自治会連合会 会長及び副会長※		○	○※2
21				老人クラブ連合会 会長		○	△
22				地区社会福祉協議会 会長		○	△
23	その他	1項 4号	地方運輸局長	国土交通省 関東運輸局 群馬運輸支局支局長		○	
24				国土交通省 関東運輸局 首席運輸企画専門官	○		○
25		1項 5号	運転者 団体	全国交通運輸労働組総連合 群馬県支部 副委員長		○	○
26	学識経験者	2項 2号	学識経験者	前橋工科大学教授	○	○	○※3
27		その他	その他	国土交通省 関東運輸局 交通政策部交通企画課 課長	○		○
28				国土交通省 関東地方整備局 建政部都市整備課 課長	○		○
29				群馬県 知事戦略部 交通イノベーション推進課 課長	○	○	○
30				群馬県 県土整備部 都市計画課 課長	○		○
31				前橋商工会議所 まちづくり専門委員会 交通政策小委員会 会長	○		○

△ …協議事項に応じて招集する臨時委員として想定

※1…住民代表を2名から3名に増員

※2…自治会連合会副会長は協議事項に応じて招集する臨時委員として想定

※3…学識経験者を1名から2名に増員

3 改正日

令和6年6月1日

4 改正後の委員の委嘱

新委員（継続の委員を含む。）については、改正日以後に郵送等により委嘱状の交付を行います。

5 改正後の予算

令和6年度前橋市地域公共交通再生協議会予算（議案1）を前橋市地域公共交通活性化協議会予算として引き継ぐこととします。

6 前橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）・新旧対照表、協議運営分科会規程（案）及び財務規程（案）

別添のとおり

前橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議等を行うため、前橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を群馬県前橋市大手町二丁目12番1号に置く。

(業務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項第4号及び第5号の規定にかかわらず、旅客の利便性を損なわない次に掲げる事項の協議を省略することができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに協議会へ報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数の変更（増回のみ）
- (3) バス停留所の新設及び位置の変更並びに名称の変更

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監事及び委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中で委員が交代したときは、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

(会長、副会長及び監事)

第6条 会長、副会長及び監事は、次条の規定に基づき委員になるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 4 監事は、本会の会計の監査を行う。

(委員)

第7条 協議会の委員は、別表に掲げる者から市長が委嘱する。

(臨時委員)

第8条 協議会において、特別な事項を協議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は当該事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、未来創造部長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の3分の2をもって可決とする。
- 5 会長は、会議で議決すべき事項があるときで、会議を開催することができない場合は、書面により賛否を求め、書面表決をもって会議にかえることができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取り扱い)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第11条 第3条第1項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議運賃分科会)

第12条 乗合旅客運送の運賃、料金等に関する事項について協議するため、
協議会に協議運賃分科会を置くことができる。

2 協議運賃分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、前橋市未来創造部交通政策課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は
会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表

No	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項		道路運送法施行規則第9条の3		委 員
1	1号	市町村	1項 1号	市町村	前橋市 未来創造部長
2					前橋市 都市計画部長
3	2号	公共交通事業者	1項 2号	事業者団体 交通事業者	一般社団法人群馬県バス協会 前橋高崎地区乗合部会長 前橋地区タクシー協議会 会長
4					
5					東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 企画総務部 経営戦略 ユニット(ユニットリーダー)
6					上毛電気鉄道株式会社 取締役社長
7		道路管理者	2項 1号	道路管理者	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所長
8					群馬県 前橋土木事務所 所長
9					前橋市 道路管理課長
10	3号	公安委員会		警察	前橋警察署 地域交通官 前橋東警察署 交通課長
11					
12	4号	地域公共交通の利用者	1項 3号	住民又は旅客	住民代表(3名) 自治会連合会 会長
13					
14			2項 2号	その他	国土交通省 関東運輸局 首席運輸企画専門官
15					
16		学識経験者	1項 5号	運転者団体	全国交通運輸労働組総連合 群馬県支部 副委員長
17			2項 2号	学識経験者	前橋工科大学教授(2名)
18					
19					
20					
21				その他	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課 課長 国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課 課長 群馬県 知事戦略部 交通イノベーション推進課 課長 群馬県 県土整備部 都市計画課 課長 前橋商工会議所 まちづくり専門委員会 交通政策小委員会 会長

前橋市地域公共交通再生協議会設置要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>○前橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議及び道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議等を行うため、前橋市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 省略 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項 (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 <p>2 前項第4号及び第5号の規定にかかわらず、旅客の利便性を損なわない次に掲げる事項の協議を省略することができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに協議会へ報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運行時刻の変更 (2) 運行回数の変更(増回のみ) (3) バス停留所の新設及び位置の変更並びに名称の変更 <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 省略</p> <p>(委員)</p> <p>第7条 協議会の委員は、別表に掲げる者から市長が委嘱する。</p>	<p>○前橋市地域公共交通再生協議会設置要綱 (目的)</p> <p>第1条 前橋市地域公共交通再生協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関する協議を行うために設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 省略 <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、第3条に規定する業務の終了までとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(協議会の委員)</p> <p>第7条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画策定団体 (2) 公共交通事業者 (3) 道路管理者 (4) 公安委員会・警察 (5) 住民代表 (6) 学識経験者 (7) 国関係者 (8) 群馬県関係者 (9) 商工・観光関係者 (10) その他、協議会が必要と認める者

(臨時委員)

第8条 協議会において、特別な事項を協議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は当該事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、未来創造部長が招集する。

2~7 省略

(協議結果の取り扱い)

第10条 省略

(部会)

第11条 第3条第1項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

2 省略

(協議運賃分科会)

第12条 乗合旅客運送の運賃、料金等に関する事項について協議するため、協議会に協議運賃分科会を置くことができる。

2 協議運賃分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第13条 省略

(その他)

第14条 省略

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、市長が招集する。

2~7 省略

(協議結果の取り扱い)

第9条 省略

(部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

2 省略

(庶務)

第11条 省略

(その他)

第12条 省略

前橋市地域公共交通活性化協議会 協議運賃分科会規程

令和6年6月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋市地域公共交通活性化協議会第12条第2項の規定に基づき、前橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の協議運賃分科会（以下「本分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 本分科会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等について協議する。

(組織等)

第3条 本分科会は、道路運送法第9条第4項各号に掲げる者であつて、協議会の会長が指名する者で構成する。

(会議)

第4条 本分科会は、協議会の会長が招集し、前橋市交通政策課長がその分科会長となる。
2 分科会長は、会務を総理し、本分科会を代表する。
3 本分科会の会議は、分科会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4 本分科会の議事は、出席した分科会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長が決するものとする。
5 分科会長が特に必要と認めた場合、事案の概要を記載した書面を分科会員に送付し、意見の聴取及び賛否の確認を行い、その結果をもって本分科会の議決に代えることができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、本分科会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

前橋市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋市地域公共交通活性化協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国及び前橋市の負担金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の運営及び地域公共交通計画に基づく事業の一部に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 協議会の会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、現計予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入歳出予算の科目は別表第1のとおりとする。

2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1に定める科目以外の科目を定めることができる。

(予算の流用)

第5条 歳出予算はやむを得ない理由がある場合は、相互に流用することができるものとする。

(出納期間)

第6条 協議会予算の出納期間は、毎年4月1日に始まり、翌年5月31日に終了する。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、事務局長が行う。

2 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

3 協議会出納員は、協議会の出納その他会計事務を行う。

(前橋市負担金)

第8条 前橋市からの負担金については、前橋市から当該年度の前橋市一般会計予算における本協議会への負担金額の通知を受け、その範囲内において、前橋市へ負担金請求を行うものとする。

2 会長は、協議会予算に執行残が生じた場合は、全額を前橋市へ返還するものとする。

(決算)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算書を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認にあたり、協議会監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1

歳入予算			歳出予算		
款	項	目	款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 市負担金	1 運営費	1 謝礼	1 謝礼
2 補助金	1 補助金	1 国庫補助金		2 食糧費	1 食糧費
3 諸収入	1 諸収入	1 雑入		3 諸支出金	1 諸支出金
			2 事業費	1 事業費	1 事業費
			3 負担金	1 負担金	1 負担金
			4 返還金	1 返還金	1 返還金